平成２３年（フ）第７６５号
大阪府泉佐野市市場西３―９―28関西サナトリウム内、住民票上の住所大阪府貝塚市窪田77番地
債務者　中西　清哲
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７７１号
大阪府泉大津市なぎさ町１番15―３―806号
債務者　佐藤みゆき
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７７７号
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目１番58号Ｆ―８
債務者　川田　廣範
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７７８号
大阪府和泉市葛の葉町１丁目８番14―301号
債務者　巽　　康益
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７８６号
大阪府和泉市幸２丁目５番30―206号
債務者　田畑　広樹
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７８８号
大阪府貝塚市橋本106番地４－１棟301号
債務者　吉村　孝一
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７９１号
大阪府和泉市肥子町２丁目３番５―503号
債務者　松山操こと　崔　　操
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７９２号
大阪府泉大津市板原町３丁目25番41号、住民票上の住所大阪府泉大津市板原町４丁目７番28号
債務者　紙本　智絵
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７９４号
大阪府岸和田市中井町２丁目６番13号ハイツセジュールＢ202号
債務者　前畑　良則
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５８号
島根県出雲市古志町1162番地４　市営古志住宅21
債務者　河野　浩之
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第３３０号
香川県小豆郡土庄町甲1322番地16　木村マンション102号
債務者　池田　康範
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３４０号
香川県高松市国分寺町新居1753番地３　レオパレスＹＯＵＴＯ207号室
債務者　金城　真一
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３９５号
長崎県長崎市戸町２丁目203番地３
債務者　吉田　勇二
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０６号
長崎県長崎市小江原４丁目32番15号、旧住所長崎県長崎市三原２丁目40番48号
債務者　月川　優一（旧姓猪村）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２５号
長崎県長崎市古川町６番34号　プラス・ドゥ・カネガエ402
債務者　古澤健太郎
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３４号
長崎県長崎市つつじが丘３丁目８番27号
債務者　大川ゆかり
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３６号
長崎県長崎市東古川町２番14号　蔵ビルＡ―３Ｆ、旧住所長崎県長崎市諏訪町４番11号中島ビル３Ｆ
債務者　新谷　裕実（旧姓新地・早田）
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　長崎地方裁判所民事部破産係